

第 6 1 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

1. 発行者の名称	川崎市	川崎信用金庫
2. 発行総額	金 100 億円	東海東京証券株式会社
3. 発行の目的	令和2年度及び令和3年度の一般会計等 資金	丸三証券株式会社 セレサ川崎農業協同組合
4. 発行日	令和3年4月30日	株式会社 SBI 証券
5. 各公債の金額	1万円	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行
	本公債については、社債、株式等の 振替に関する法律（平成13年法律 第75号）の規定の適用を受けるも のとする。	ゴールドマン・サックス証券株式会社 パークレイズ証券株式会社 BNPパリバ証券株式会社
6. 利率	年0.010パーセント	株式会社あおぞら銀行
7. 発行価額	額面100円につき金100円	16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
8. 償還金額	額面100円につき金100円	17. 発行代理人及び支払代理人 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代 理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお いてこれを取り扱う。
9. 償還の方法及び期限	(1) 本公債の元金は、令和8年4月30日にその全額を 償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前 日にこれを繰り上げる。 (3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。	
10. 利息支払の方法及び期限	(1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ をつけ、令和3年10月30日を第1回の支払期日と してその日までの分を支払い、その後毎年4月30日 及び10月30日の2回に、各その日までの前半箇年 分を支払う。 (2) 発行日の翌日から令和3年10月30日までの期間 につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年 に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもつ てこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ の前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。	以上
11. 申込期日	令和3年4月23日	
12. 募入方法	応募超過の場合は、本公債の引受並 びに募集取扱会社の代表者が適宜 募入額を定める。	
13. 払込期日	令和3年4月30日	
14. 募集の受託会社	株式会社横浜銀行（代表） 株式会社三井住友銀行	
15. 引受並びに募集取扱会社	株式会社横浜銀行（代表） 野村證券株式会社 SMB C 日興証券株式会社 みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 株式会社みずほ銀行 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 岡三証券株式会社 株式会社三井住友銀行	